

議第51号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の
1）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7年 9月11日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7年 9月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙案)

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第6号の1）の一部を次のように改正する。

別表第1 鳥獣被害対策実施隊員の項の次に次のように加える。

選考委員	報酬			
	外部有識者		その他委員	
	日額	半日額	日額	半日額
	12,900	8,700	7,000	4,700

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

改正後				
別表第 1（第 1 条関係）				
単位：円				
職名		報酬		
		月額	日額	半日額
(略)				
鳥獣被害対策実施隊員	隊員（銃所持者）			2,900
	隊員			2,700
選考委員	報酬			
	外部有識者		その他委員	
	日額	半日額	日額	半日額
	12,900	8,700	7,000	4,700
選挙		報酬		
		1 時間当たり	備考	
(略)				

改正前				
別表第 1（第 1 条関係）				
単位：円				
職名		報酬		
		月額	日額	半日額
(略)				
鳥獣被害対策実施隊員	隊員（銃所持者）			2,900
	隊員			2,700
選挙	報酬			
	1 時間当たり	備考		
(略)				